# 公害苦情・公害紛争について

公害問題でお悩みのとき、これを解決するには以下の方法があります。

### ステップ1 公害苦情相談窓口に相談する

まず最初に、公害苦情相談窓口である環境対策課にご相談下さい。公害苦情の多くは、この段階で解決されています。

公害苦情相談窓口 : 環境対策課(TEL:0768-23-1853)

ステップ1で解決できず争いとなった場合、ステップ2 または ステップ3に進みます。

### ステップ2 公害紛争処理制度を利用する

公害紛争の事案によって1,2の方法があります。

1. 石川県公害審査会にあっせん、調停、仲裁を申請する。 →石川県公害審査会のホームページをご覧下さい。 (石川県公害審査会は県の公害紛争処理機関です。) お問い合わせ:石川県環境部環境政策課 (TEL: 076-225-1463)

2. 公害等調整委員会にあっせん、調停、仲裁、裁定を申請する。 →公害等調整委員会のホームページをご覧下さい。 (公害等調整委員会は国(総務省)の公害紛争処理機関です。) 石川県公害審査会ホームページ http://www.pref. ishikawa. lg. jp/kanky o/annai/kujyou/sinsakai.html

公害等調整委員会ホームページ http://www.soumu.go.jp/kouchoi/

## ステップ3 その他の解決手段

公の機関によって強制的に解決したい場合

- 1. 地方裁判所又は簡易裁判所に民事訴訟を提起する。
- 2. 地方裁判所に仮処分を申請する。

公の機関によって円満に解決したい場合

- 1. 簡易裁判所に民事調停を申し立てる。
- 2. 簡易裁判所において、起訴前の和解(即決和解)により、裁判官の面前で相手方と話し合いで解決する。

#### 解決方法の流れ

